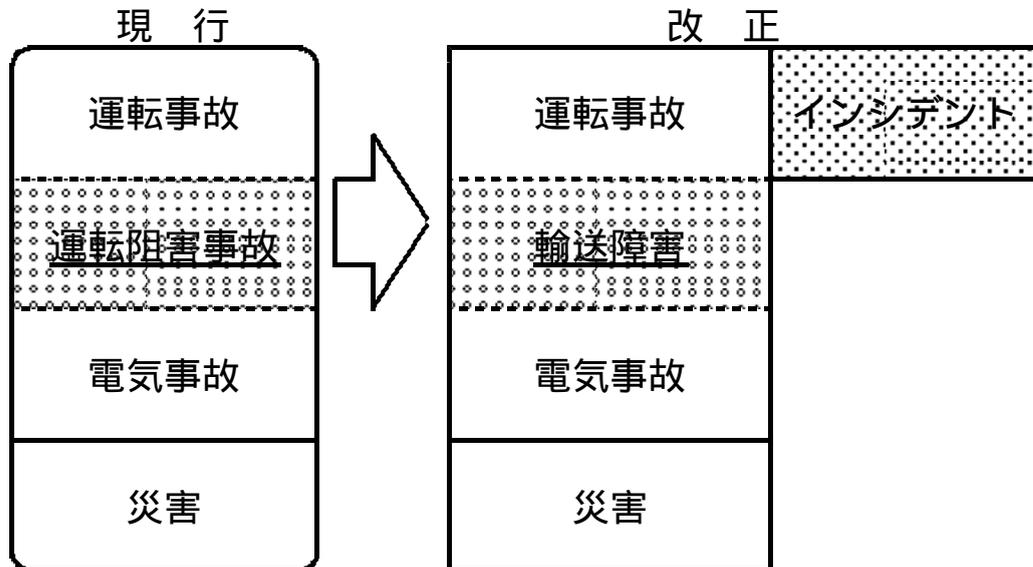


(参考)

## 鉄道事故等報告規則の一部を改正する省令（鉄道関係）

### 1. 報告対象の見直し



運 転 事 故：列車が衝突した事故、列車が脱線した事故、  
列車が火災を起こした事故など  
インシデント：運転事故が発生するおそれがあると認められ  
る事態  
例) 車両の台車に重大な亀裂が発生した事態  
列車が衝突しそうになった事態 など  
輸 送 障 害：列車が運休したり、一定時間以上遅延した事態  
電 気 事 故：鉄道の電気施設の故障等により、死傷者を生  
じた事故など  
災 害：地震や台風などの自然災害などにより、鉄道  
に生じた多大な被害

### 2. 速報対象の充実

危機管理体制の充実、事故調査委員会の調査体制整備のため、事故発生直後に事業者が速報しなければならない事故等の範囲を拡充。

### 3. 報告内容の充実

事故分析体制の強化のため、個別の事故概況、原因等、事業者が報告すべき内容を拡充。

### 4. フォローアップの充実

一度報告した事項に変更が生じた場合には、その旨を地方運輸局長に報告することとする。